

瀬戸内市文化観光行政担当職員（管理職）募集要項

1. 趣旨

地域の文化振興や文化財の保存・活用に係る環境整備の推進及び、これらを資源とした観光施策等の推進のため、担当職員（管理職）を募集します。

2. 採用予定人員

1名

3. 応募資格

- (1) 昭和35年4月2日以降に生まれた人
- (2) 地域の歴史や文化に関心が高く、その魅力を広く人々に伝えるための資料や広報紙づくり等豊富な経験を有する人
- (3) 様々な観光イベント等に数多く参加したことがあり、そこで得た知識や経験を瀬戸内市の観光行政やまちづくりに生かそうとする熱意がある人
- (4) 日常業務に支障がない程度のパソコン（Word・Excel・PowerPoint等）の基本的操作ができる人

◎注意事項

次のいずれかに該当する人は応募できません。

- ①日本国籍を有しない人
- ②地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・瀬戸内市職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4. 応募受付期間

- (1) 令和元年12月27日（金）から令和2年1月17日（金）
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (2) 受付時間は午前8時30分から午後5時まで
- (3) 郵送による受付は、令和2年1月17日（金）必着
※記入もれ等書類不備の場合は、受付できないことがありますので、
注意してください。

5. 応募方法

以下の提出書類等に必要事項を記入し、次の提出先まで郵送（簡易書留）、または持参してください。

なお、封筒の表には、「瀬戸内市文化観光行政担当職員（管理職）申込書在中」と朱書きください。

【提出書類】

- (1) 願書（顔写真を必ず添付のこと） ※瀬戸内市指定のもの
- (2) 履歴書・身上書 ※瀬戸内市指定のもの
- (3) 受験票
- (4) 職務経歴書 ※瀬戸内市指定のもの
- (5) 地域の歴史文化の研究に関する論文や広く啓発するために制作した資料、パンフレット又はこれに類するもの ※ない場合は不要
- (6) 課題論文

【提出先】

〒701-4292

岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1 瀬戸内市役所総務課

6. 課題論文

次の課題について、所定の原稿用紙、または市販の原稿用紙に4,000字程度で執筆してください。（パソコン入力可）

○ 課題

「私の考える地域の歴史や文化を活用した観光振興策とまちづくり」

7. 応募申込書の請求方法

(1) 郵便等による請求

封筒の表に「瀬戸内市文化観光行政担当職員(管理職)応募申込書請求」と朱書きし、宛名明記の返信用封筒(120円切手を貼付した角形2号封筒)を必ず同封のうえ、応募先まで請求してください。

(2) 市ホームページからのダウンロード

「<http://www.city.setouchi.lg.jp/>」からダウンロードしてください。

8. 選考方法

書類審査及び面接試験により選考

(1) 第1次選考(書類審査)

応募申込書及び課題論文の審査により選考します。結果については1月下旬頃お知らせします。

(2) 第2次選考(面接試験)

第1次選考合格者に、2月16日(日)個別面接を行い決定します。時間については、別途通知します。

9. 採用年月日

令和2年4月1日

10. 待遇等

(1) 給料

瀬戸内市職員の給与に関する条例別表第1ア行政職給料表(一)5級または6級の中から、経験年数等を考慮し、決定します。

(2) 諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当、管理職手当等の支給制度があります。

1 1. その他

- (1) 提出された応募申込書及び課題論文については返却しません。
- (2) 応募に要する通信費、交通費及び宿泊代等はすべて応募者の負担となります。
- (3) 本募集に際し取得した応募者にかかる個人情報については、本募集の選考に関するもののみに利用し、他の目的では一切使用しません。
- (4) 応募申込書等の記載事項に虚偽の内容があった場合は、採用が取り消されることがあります。

1 2. 問い合わせ先

瀬戸内市役所 総務課 職員係

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

TEL : 0 8 6 9 - 2 2 - 3 9 0 9

FAX : 0 8 6 9 - 2 2 - 3 3 0 4

電子メール : soumu@city.setouchi.lg.jp

※電話での受付時間 8 : 30 ~ 17 : 15 (土・日曜日、祝日を除く)